

児童虐待相談事例調査分析報告

平成 26 年 3 月

山形県子育て推進部子ども家庭課

〈 目 次 〉

I 調査概要	1
(参考)用語説明	3
II 調査結果	
1 虐待の状況	
(1) 児童虐待件数	4
(2) 虐待の種別	5
(3) 虐待の期間	6
(4) 虐待の重症度	7
(5) 地域別状況	8
(6) 相談受付経路	9
(7) 児童相談所での過去の取扱状況	11
(8) 市町村での取扱状況	13
(9) 要保護児童対策地域協議会と他機関での取扱状況	14
2 被虐待児童の状況	
(1) 年齢・性別	15
(2) 虐待を受けた児童の在学状況	17
(3) 被虐待児自身の状況	19
(4) 被虐待児の出生時の状況	20
(5) 被虐待児童の健診の受診状況	22
(6) 被虐待児童の認知状況	23
(7) 虐待による影響	25
3 虐待を行った保護者、家庭の状況	
(1) 虐待者の続柄	27
(2) 世帯人員	30
(3) 家族形態	31
(4) きょうだいの状況	37
(5) きょうだいの相談歴	41
(6) 虐待者の就労状況	42
(7) 虐待者の心身の状況	43
(8) 虐待者の虐待の認知状況	45
(9) 虐待者の生育歴	49
(10) 虐待者の被虐待体験	53
(11) 虐待者の生活歴	55
(12) 家庭環境	56
4 児童虐待相談の対応	
(1) 安全確認	58
(2) 一時保護の状況	62
(3) 援助内容	64
(4) 社会的養護による支援	66
(5) 要保護児童対策地域協議会での援助(相談受付後)	68
(6) 援助実施後の状況	69
(参考) 資料1—児童虐待相談事例調査統計表	
資料2—記述欄の内容	
資料3—虐待事例分析記入様式	

I 調査概要

1 調査の目的

山形県内において児童相談所が関わった児童虐待事例について、その特徴や背景を把握することで、児童虐待予防に活用するとともに、児童虐待事例における子どもと家族への援助に役立てることを目的とする。

なお、本調査は、虐待対応件数の増加や虐待種別内容の変化という状況を踏まえ、県が平成17年度と21年度に実施した同様の調査と比較することで、現在の児童虐待事例の特徴を把握するものである。

2 調査の実施機関

県中央児童相談所と県庄内児童相談所が調査を実施し、県中央児童相談所が取りまとめの上、県子ども家庭課が報告書を作成する。

3 調査対象

平成21年度から24年度に県中央児童相談所と県庄内児童相談所で新規に受理した全ての児童虐待相談ケース800件を対象とする。

【今回調査】（県）

表-1（件数）

		中央児童相談所	庄内児童相談所	計
今回調査 〔H25年度〕	平成21年度	115	53	168
	平成22年度	149	64	213
	平成23年度	121	58	179
	平成24年度	184	56	240
	計（件数）	569	231	800
	世帯数	411世帯	151世帯	562世帯

4 調査内容

家庭内において虐待を受けた児童について、その虐待の状況や背景、児童相談所の対応や援助の状況等を個票により調査する。

5 調査方法

平成21年度から24年度中に県中央児童相談所と県庄内児童相談所で新規受理した全ての児童虐待相談ケースについて、原則として各ケースの担当児童福祉司等が調査票に記入した上で、集計、分析する。

6 日程（これまでの経過）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・平成25年4月～9月 | 調査方法・スケジュール・調査票の検討 |
| ・平成25年10月上旬 | 調査票・スケジュールの決定 |
| ・平成25年10月中旬～11月 | 調査票の記入 |
| ・平成25年12月～平成26年1月 | 集計 |
| ・平成26年2月 | 調査結果分析・報告書素案作成 |
| ・平成26年3月 | 報告書完成 |

7 留意点

- ・調査結果の数値について

今回の調査対象ケースは、平成21年度から24年度までの合計800件であるが、これは個別児童数に該当する。調査項目によっては、世帯単位で行ったものもある。

また、この800件は4年間に児童相談所が新規に受付したケースだが、平成17年度からは市町村も児童虐待窓口を設け、市町村段階でも虐待対応を行っていることから、800件は県内の児童虐待の全数ではない。

- ・本調査と平成17年度調査、平成21年度調査の比較について

同様の調査を平成17年度(平成14年度から平成16年度の471件)と平成21年度(平成17年度から平成20年度の611件)に行っており、今回の調査においては、必要に応じて平成17年度調査、平成21年度調査との比較検討も行った。

さらに、全国との比較を行うため、厚生労働省が平成25年10月に報告した「福祉行政報告例(平成24年度)」との比較検討も行った。

(参考)「前回調査(平成21年度調査)」(県)

表-2 (件数)

		中央児童相談所	庄内児童相談所	計
前回調査 (H21年度)	平成17年度	101	28	129
	平成18年度	130	25	155
	平成19年度	108	43	151
	平成20年度	127	49	176
	計(件数)	466	145	611
	世帯数	329世帯	100世帯	429世帯

「前々回調査(平成17年度調査)」(県)

表-3 (件数)

		中央児童相談所	庄内児童相談所	計
前回調査 (H17年度)	平成14年度	129	18	147
	平成15年度	89	32	121
	平成16年度	168	35	203
	計(件数)	386	85	471
	世帯数	255世帯	71世帯	326世帯

【 用 語 説 明 】

【主たる虐待者・従たる虐待者】

虐待が複数の人物により行われている場合、子どもへの影響度を測り、影響度が大きい方を「主たる虐待者」、小さい方を「従たる虐待者」として取り扱っている。

【虐待種別】

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど、生命・健康に危険のある身体的な暴行
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど、性的な暴行
心理的虐待	言葉による脅かし、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うことなど、心理的外傷を与える行為
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなど、保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児

【虐待重症度】

生命の危機あり	身体的虐待等によって、生命の危機に関わる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの
重度虐待	今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性があるもの ①継続的医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある）場合 ②成長障害や発達遅滞が顕著である場合 ③生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない場合 ④明らかな性行為がある場合 ⑤家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合
中度虐待	継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの ①今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって、身体的・情緒的にネグレクトを受けていたために、人格形成に問題が残りそうな場合 ②現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合 ③親に慢性の精神疾患（総合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコールや薬物依存など）があり、子どもの世話ができない場合 ④乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている場合
軽度虐待	実際に子どもへの暴力があり親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ親子関係には重篤な病理がみられないもの ①外傷が残るほどではない暴力行為がある場合 ②子どもの健康問題を起こすほどではないが、ネグレクトの傾向がある場合（例：子どもの世話が嫌で時々ミルクをあげないことがある）
虐待の危惧あり	暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」、「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの